

# 平成29年度 社会福祉法人幸田町社会福祉協議会事業計画

社会福祉法が大きく改正され、社会福祉法人のあり方が問われており、大きな転換期に立っています。

こうした中であって、信頼される法人運営の体制整備に努めるとともに、これを福祉向上の好機と捉え、本会の特性を生かして、社会福祉施設及び福祉関係機関、ボランティアそして行政などの連携をより密にするとともに、地域福祉を推進する中核的な組織として一層の役割を果たしていきます。

また、家族や地域社会の絆の崩壊、昨今の経済格差に伴う“新しい貧困問題”など、社会・経済情勢の変化に伴う多種多様な福祉課題に対する適切な対応がもためられています。

さらに、10年後の社会に目を向けると、団塊の世代が「後期高齢者」の大集団を形成するとともに、「超少子高齢・人口減少社会」が予測され、地域コミュニティも大きく変容してまいります。

そうした中でも、誰もが生涯を通して、“いきいきと心豊かな生活”が実感できるよう、地域の特性を踏まえたまちづくりに取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、本会では、その社会的役割を再認識し、社会福祉法の理念に従い、地域住民の皆さまに信頼される組織として、以下の基本方針により諸事業に取り組んでまいります。

## 1 基本方針

地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念「支え合い ともに生きる まちづくり（一人一人が自立し、人とつながり、お互い様をひろげよう）」の実現を目指すため、住民による福祉活動を支援し、住民の立場になって共に福祉課題の解決に向けて取り組みます。そして、以下の目標を達成できるよう「自助・互助・共助・公助がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携・協働できる体制づくり」に努めます。

### (1) 家庭の力を向上させる

一人一人の生きる力を強化し、人と人のつながりづくりに取り組みます。

### (2) 地域福祉の担い手を増やす

お互い様という互助の意識を醸成するとともに、地域福祉推進の核となる人材づくりに取り組みます。

### (3) 地域のつながりをつくる

支援の必要な人を早期に支援するための仕組みづくり、連携・協働できる体制整備に取り組みます。

### (4) 安心して住み続けられるまちをつくる

たとえ障害があっても要介護状態になっても、できる限り住み慣れた場所で自分らしい暮らしができるような地域づくりに取り組みます。

## 2 平成 29 年度の主な取り組み

### (1) 法人運営部門

#### ア 経営基盤の確保

経営組織のガバナンスの強化

事業運営の透明性の向上

会務の運営

安定的な財源の確保

適切な予算配分と人員配置

#### イ 職員の資質向上

各種研修会等に参加、職員の資質向上と能力開発

人事考課制度の運用

コンプライアンスの徹底

### (2) 地域福祉活動推進部門

#### ア 福祉教育の推進

町内の小中学校、高等学校を福祉協力校に委嘱

福祉実践教室の実施

ボランティアなどを体験する機会の提供

#### イ 地域でのサロンやサークル活動への支援

既存のサロンへのプログラムの提案と情報提供

新規立ち上げへの支援

#### ウ ボランティアセンターの機能充実

気軽に相談できる窓口

ボランティアをする人と求める人のマッチング

ボランティアへの関心を高める機会づくり

#### エ 災害に対する備え

災害時ボランティア支援本部運営スタッフ養成講座の開催

養成講座修了生に向けた継続的な活動の提案

#### オ 福祉車両・福祉用具の貸出

貸出の福祉車両、福祉用具の充実

カ 福祉実践活動者への費用助成  
福祉人材育成講習費用の助成

キ 福祉6団体事務局の運営、活動支援  
情報提供や活動の提案等、自主運営化に向けた動機づけ

ク 広報活動  
広報「ともに生きる」の発行  
ホームページでの情報発信  
社会福祉大会の開催

ケ 赤い羽根共同募金配分金の有効活用  
福祉団体やサロン等への活動費助成  
保育所や幼稚園への活動費助成

コ 総合事業への取り組み  
生活支援コーディネーター活動の充実及び協議体の体制作り（重点事業）

### (3) 福祉サービス利用支援部門

ア 地域包括支援センターの受託  
総合相談支援  
虐待防止や困難事例への対応等  
地域ケア会議の開催  
幸田町介護サービス事業者連絡協議会への協力  
介護予防プランの作成  
介護予防講座等の開催  
げんきかいの企画運営  
認知症カフェの増設  
認知症介護家族交流会の開催

イ 権利擁護への取り組み  
日常生活自立支援事業の受託  
司法書士による法律困りごと相談の実施

成年後見支援センターの受託（重点事業）

ウ 各種貸付事業の実施

経済的な困窮者への自立相談支援

生活福祉資金の受託

たすけあい資金

つなぎ資金

エ 障害のある人に対する相談体制の整備

セルフプランの作成支援

相談支援専門員の養成

指定相談支援事業所の開設準備（重点事業）

(4) 在宅福祉サービス部門

ア 見守り事業の実施

見守り配食事業の実施

友愛訪問活動への支援

イ 居宅介護支援事業所の運営

ケアプランの作成

ウ 訪問介護事業所の運営

ホームヘルパー（介護保険、障害福祉サービス）の派遣

移動支援事業の受託

養育支援事業の受託